

標題

MARPOL ANNEX VI (船舶からの大気汚染防止のための規則) における北アメリカ沿岸の排出規制海域の追加について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0832
発行日 2010年11月11日

各位

2006年4月13日発行の ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-0654、および2009年5月13日発行の ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-0771 にて、MARPOL ANNEX VI(以下、ANNEX VI)における排出規制海域についてお知らせしておりますが、2010年3月に開催されたIMO 第60回海洋環境保護委員会(MEPC 60)において、北アメリカ海域を新たに排出規制海域(Emission Control Areas: 以下、ECA)として指定する ANNEX VI の改正案が採択されましたので、関連する内容についてご連絡いたします。なお、本件につきましては IMO より決議 MEPC.190(60) が発行されています。

1. 新たに ECA に指定された海域

アメリカ合衆国およびカナダ沿岸 200 海里内が、NO_x、SO_x および粒子状物質(PM)に対する ECA として指定されました(アラスカ西岸など一部海域を除く)。本海域の定義の詳細につきましては、IMO 決議 MEPC.190(60)をご参照ください。なお、本定義は今回の改正に伴い ANNEX VI 付録 VII に追記されました。

2. 規制の適用

本改正は2011年8月1日に発効しますが、北アメリカ海域における SO_x および粒子状物質(PM)の規制(MARPOL ANNEX VI 第14規則)につきましては、発効後12ヵ月の免除規定があることから、2012年8月1日より規制が開始されることとなります。また、同海域における NO_x の規制につきましては、ANNEX VI 第13規則の NO_x 3次規制が適用されますので、2016年1月1日*以降の規制開始となります。

* NO_x 3次規制は、2016年1月1日以降に建造された船舶に搭載のディーゼル機関に適用されます。ただし、NO_x 3次規制を実施するための技術開発状況のレビューが2012年から2013年にかけて IMO により行われることになっており、その結果によっては適用時期が調整される可能性があります。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 機関部

住所: 東京都千代田区紀尾井町4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2022 / 2023

Fax: 03-5226-2024

E-mail: mcd@classnk.or.jp

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。